

伊勢原市公共工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の
適用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する公共工事（以下「本市発注工事」という。）における建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項ただし書の規定の適用に関し、必要な事項を定める。

(特例監理技術者の配置の要件)

第2条 次の各号のいずれか該当するときは、本市発注工事に特例監理技術者（法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同じ。）の配置を認めないものとする。

(1) 本市発注工事に配置しようとする監理技術者補佐（法第26条第3項ただし書の政令で定める者をいう。以下同じ。）が受注者と次に掲げる期間の直接的かつ恒常的な雇用関係にないとき。

ア 入札手続中の工事に係る監理技術者補佐 入札の申込（随意契約の場合にあつては見積書の提出）のあつた日において3か月以上

イ 施工中の工事に係る監理技術者補佐 次条第2項に規定する書面を提出する日において3か月以上

(2) 本市発注工事の設計金額が1億円以上であるとき。

(3) 配置しようとする工事のいずれかが維持工事であるとき。

(4) 配置に係る他の工事現場が神奈川県内にないとき。

(5) 配置を認めることにより工事の適正な施工が困難となるおそれがあると認められるとき。

(6) 配置に係る他の工事について特例監理技術者の配置が認められないとき。

(7) 前各号に掲げるほか、工事の元請としての職務の適正な遂行が困難になると認められるとき。

(特例監理技術者の配置に係る手続)

第3条 落札候補者は、落札候補となっている本市発注工事について特例監理技術者の配置をしようとするときは、当該工事に係る入札の開札日から3開庁日以内に、監理技術者の兼務予定届（第1号様式）に、配置に係る監理技術者補佐の資格を証する書類の写し及び落札候補者と配置に係る監理技術者補佐との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 受注者は、特例監理技術者の配置をするときは、特例監理技術者配置届（第2号様式）に、配置に係る監理技術者補佐の資格を証する書類の写し及び受注者と配置に係る監理技術者補佐との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により届け出た特例監理技術者又は監理技術者補佐をやむを得ない理由により変更するときは、それぞれの工事の監督員とあらかじめ協議した上、変更後の特例監理技術者配置届を市長に提出しなければならない。

附 則（令和4年3月31日告示第71号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

監理技術者の兼務予定届

年 月 日

(宛先) 伊勢原市長

所在地
氏名・名称
及び代表者

次の工事について、専任を要するべき監理技術者の兼務を予定しますのであらかじめ届け出ます。

兼務予定の監理技術者氏名		届出担当者 及び連絡先	
技術検定種目			
兼務する工事①	監理技術者補佐氏名	法令による資格	
	発注者（主管部署）	(技術検定種目) ()	
	工事名		
	工事場所	契約金額	円
	工期	年 月 日 から 年 月 日 まで	
兼務する工事②	監理技術者補佐氏名	法令による資格	
	発注者（主管部署）	(技術検定種目) ()	
	工事名		
	工事場所	契約金額	円
	工期	年 月 日 から 年 月 日 まで	
<p>本件届出に当たり、以下の事項を確認しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 監理技術者補佐をそれぞれの工事現場に専任で配置すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 監理技術者補佐は、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者のいずれでもないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。</p> <p><input type="checkbox"/> 監理技術者補佐は、入札参加者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</p> <p><input type="checkbox"/> 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、同時に2件までであること。</p> <p><input type="checkbox"/> 特例監理技術者となる者が配置されている現に施工中の工事（又は今後配置を予定している工事）の施工場所は、兼務が認められている範囲内にあること。</p> <p><input type="checkbox"/> 本件届出に係る工事が兼務が認められない工事に該当しないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該監理技術者が現在従事している工事の発注者が監理技術者の兼務予定について異存ないこと。</p>			

- ・該当する□欄に✓印を記入すること。
- ・入札手続中にある工事については、契約金額にあつては見込額を記載し、工期の始期にあつては記載を要しない。

- 【添付書類】 監理技術者補佐の資格を証する書類（写し）
 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類（写し）

第2号様式 (第3条関係)

特例監理技術者配置届

年 月 日

(宛先) 伊勢原市長

所在地
受注者 氏名・名称
及び代表者

次の工事について特例監理技術者を配置することとしましたので届け出ます。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼務の解除を指示されても何ら異議を申しません。

特例監理技術者 氏名			連絡先	(携帯電話等)	
技術検定種目					
兼務する工事 ①	監理技術者補佐	住所			
		氏名	連絡先	(携帯電話等)	
		法令による資格	(技術検定種目)		
	発注者 (主管部署)				
	工事名				
	工事場所		契約金額	円	
	工期		年 月 日 から 年 月 日 まで		
兼務する工事 ②	監理技術者補佐	住所			
		氏名	連絡先	(携帯電話等)	
		法令による資格	(技術検定種目)		
	発注者 (主管部署)				
	工事名				
	工事場所		契約金額	円	
	工期		年 月 日 から 年 月 日 まで		

本件届出に当たり、以下の事項について相違ありません。

- ・ 監理技術者補佐は、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者のいずれでもないこと。
- ・ 本件届出に係る特例監理技術者及び監理技術者補佐を上記記載の工事以外の工事へ配置していないこと。
- ・ 特例監理技術者となる者が現在従事している工事の発注者が本件特例監理技術者の配置について異存ないこと。
- ・ 監理技術者補佐は、それぞれの工事に専任で配置すること。
- ・ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ・ 監理技術者補佐は、受注者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・ 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、同時に2件までであること。
- ・ 特例監理技術者となる者が配置されている現に施工中の工事 (又は今後配置を予定している工事) の施工場所は、兼務が認められている範囲内にあること。
- ・ 本件届出に係る工事が兼務が認められない工事に該当しないこと。

- 【添付書類】 監理技術者補佐の資格を証する書類 (写し)
 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類 (写し)

監理技術者補佐が担う業務等

業務分担

(記載例)

○特例監理技術者

- ・ 施工における主要な会議への参加
- ・ 現場の巡回及び主要な工程の立会い
- ・ 主要な機材の受入れ、検査
- ・ 施工計画書、承諾函、施工図の作成
- ・ 工程管理
- ・ 品質管理その他の技術上の管理
- ・ 本工事の施工に従事する者の技術上の指導監督

○監理技術者補佐

- ・ 会議への参加
- ・ 施工計画書、承諾函、施工図の作成補佐
- ・ 工程旬直状況の監理技術者への報告
- ・ 品質管理その他の技術上の管理の補佐
- ・ 本工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の補佐